

# 千葉県結核患者服薬支援（DOTS）実施要綱

千葉県結核患者訪問服薬確認（DOTS）要綱（平成16年6月1日施行）の全部を改正する。

## （目的）

第1条 この要綱は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の14の規定に基づき、結核患者（以下「患者」という。）の確実な服薬による治療完遂及び結核の蔓延を防止することを目的とし、厚生労働省通知「結核患者に対するDOTS（直接服薬確認療法）の推進について」の一部改正について」（平成23年10月12日健感発1012第5号）に基づいて実施する服薬支援（DOTS）（以下「事業」という。）に関して必要な事項を定める。

## （実施主体）

第2条 事業の実施主体は保健所とし、事業を効果的に推進するために関係機関と連携を図る。ただし、事業を適切に実施できると認められる団体等に事業の実施を一部委託することができるものとする。

## （対象者）

第3条 対象者は、法第53条の12の規定に基づき、保健所に登録された患者のうち医療を必要とするものとする。

## （支援期間）

第4条 支援期間は、結核登録票に登録されてから治療終了までの期間とする。ただし、必要に応じてその期間を延長又は短縮することができるものとする。

## （実施方法）

第5条 保健所は、医療機関や関係機関と協議・連携し、治療開始から終了までの患者本人にとって最も適切かつ確実な個別患者支援計画（以下、支援計画という。）を作成し、その計画に沿って服薬支援を実施するものとする。

- 2 支援計画は、服薬中断のリスクを評価した上で患者の支援タイプを別表1のとおり3つに分類するとともに、患者に合わせた最適な服薬確認方法を別表2より決定し、状況に応じて3つの方法を弾力的に組み合わせて実施するものとする。

- 3 保健所は、患者や支援者の状況に合わせて、医療機関や関係者の参加のもと、「DOTSカンファレンス」または、これに代わる関係機関との個別連絡により、確実な服薬支援方法についての検討及び協議を実施し服薬支援の徹底を図るものとする。

(コホート検討会)

第6条 患者の治療成績の分析とその検討を行い、同時に、地域DOTSの実施方法及び患者支援の評価・見直しを実施することで、服薬支援体制の推進を図ることを目的とする。

- 2 コホート検討会は、患者の治療を実施している医療機関や関係機関に参加を依頼し、定期的を開催するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表1

タイプ	患者の状況	服薬確認頻度
A	治療中断のリスクが高い患者	原則毎日
B	服薬支援が必要な患者	週1～2回以上
C	A・B以外の患者	月1～2回以上

別表2

服薬確認方法	服薬確認場所	服薬確認方法
外 来 DOTS	入院した病院や地域の診療所の外来、調剤薬局又は保健所	保健師、看護師、薬剤師、医師等の目の前で服薬するか、薬の空き袋数等を確認する。
訪 問 DOTS	家庭等	保健所保健師等が訪問し、直接、服薬を見届けるか、薬の空き袋数等を確認する。
連絡確認 DOTS	特に所定の場所はない	家族や施設職員による確認、電話・手紙等により、患者本人にとって最も適切かつ確実な方法で服薬状況を確認する。